

※ 2020年4月1日以降の追加支出決定分より、管財費用の納付方法が変更となりました
官報公告費用の差額(3,640円)は法テラスから受任者等へ送金し、受任者等から裁判所へ納付いただく
こととなります。管財人費用(上限20万円)は、従来どおり法テラスから裁判所へ第三者予納いたします。

法テラスでは、生活保護受給者の自己破産事件の予納金(官報公告費用、破産管財人費用)の立替えをしています。法テラス埼玉における手続についてご説明いたします。

手続の概要：さいたま地裁(支部含む)管轄事件の場合

援助開始決定時は、同時廃止用の官報公告費用のみを立替え受任者等に送金します。管財事件となった場合は、追加支出申立書をご提出ください。官報公告費用の差額分は受任者へ送金いたしますので、受任者より裁判所へ納付してください。破産管財人費用は、法テラスから裁判所に直接納付いたします。

管財事件になる場合の手続の流れ

1 法テラス川越で自己破産申立事件の援助開始決定をします。

法テラス川越では、管財事件となる可能性がある場合を踏まえ、援助開始決定時の決定書に以下のように記載します。

「・債権者〇社について援助する。

- ・原則、報酬は発生しない。但し、過払金回収の場合は受任者預りとし、交渉で回収した場合は15%+税、訴訟提起後回収した場合は20%+税を受任者の報酬金とする。
- ・不当利得返還請求訴訟を提起する場合の印紙及び予納郵券に相当する実費は回収金より被援助者負担とする。
- ・申立時の官報公告費用(11,859円)はセンターが立替える。
- ・破産管財人が選任される場合は受任者から追加支出申立書を提出いただき、別途審査の上、管財予納金及び官報公告費用の差額を追加して立替える。
- ・事件の困難性等を考慮し、上記着手金を増額する場合がある。」

上記のとおり、援助開始決定時は一律11,859円も同時廃止用の官報公告費用のみを立替えます。

2 決定書とともに、必要書類を受任・受託される先生にお送りします。

援助開始決定後、事件書類や個別契約書等とともに、次の3点をお送りします。

A 代理援助契約における確認書3通(書類作成援助の場合には、ご提出は不要です。)

管財人費用は法テラスが第三者予納することを確認するもの。

B 追加費用支出申立書

管財事件になった場合に官報公告費用の差額分及び管財人費用の追加支出を法テラスに申請するもの。

C 管財予納金納付の流れ(参考資料)

3 受任・受託される先生におかれては、次の処理をお願いいたします。

※個別契約書・重要事項説明書・口座登録用紙(生保受給者除く)の3点のご提出がない場合は、法テラスから送金処理ができませんので、援助開始決定後速やかにご提出いただくようお願いいたします。

- ① A 確認書に被援助者と受任者が署名・捺印し、原本1通を法テラスへご提出ください。
- ② B 追加費用支出申立書の破産管財人が選任された理由に〇を、個別の事情(破産管財人が選任された理由)を簡潔にご記入いただき、破産申立書(申立書一枚目及び破産に至った事情部分)を法テラスへご提出ください(ファクシミリ提出可)。
- ③ 官報公告費用の差額分は法テラスより受任者へ送金します。受任者にて官報公告費用(差額分)を裁判所に納付してください。管財人費用は法テラスから裁判所へ直接納付いたします。

管財予納金納付の流れ(※生活保護受給者のみ)



※官報公告費の還付がなされた場合は、償還金として充当いただくことになります。

追加費用支出申立書

援助番号

日本司法支援センター

令和 年 月 日

埼玉 地方事務所 川越 支部長 殿

受任者 受託者 印

所属 弁護士会 司法書士会

被援助者			
事件名	自己破産申立事件		
係属裁判所	さいたま地方 裁判所	支部	事件番号

申立理由 上記自己破産申立事件が管財事件になったため。

破産管財人が選任された理由(下記から該当する類型を選択し、○をつけてください)

- 清算型(現金又は保有資産の価値が20万円を超える)
- 法人並存型(法人代表者)
- 資産調査型(①不動産所有 ②個人事業者 ③負債総額が5000万円超 ④多数の債権者が存在)
- 偏頗弁済型(特定債権者への優先弁済)
- 不当利得型(過払又はその他債権者の不当利得)
- 免責調査型(免責不許可事由あり)

個別の事情(破産管財人が選任された理由:上記1~6の具体的事情を簡潔に記載してください)

--

追加費用

合計	¥
----	---

費用明細

※ 内訳の疎明資料を添付してください。

(予納金・管財費用立替希望の場合は下記を必ず添付してください。)

破産申立書一枚目・「破産に至った事情」の写し

※自己破産事件における予納金の立替は生活保護受給者のみ

1	破産管財人費用	限度額20万円 →法テラス名による第三者予納	¥200,000
2	官報公告費 (同時廃止との差額)	受任者等から裁判所へ納付	¥3,640

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	

令和 年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は、業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき、以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは、丙に第三者予納を依頼すること。

以上

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	

令和 年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上

代理援助契約における確認書

代理援助	
援助番号	
令和	年 月 日

日本司法支援センター(丙) 御中

被援助者(甲)

受任者(乙)

住所

住所

氏名

印

氏名

印

法人受任の場合の連絡先(弁護士・司法書士)

被援助者(以下「甲」という。), 受任者(以下「乙」という。)及び日本司法支援センター(以下「丙」という。)は, 業務方法書第42条に基づく代理援助契約をした案件につき, 以下の事項を確認する。

記

生活保護受給者における自己破産事件の予納金(同時廃止手続によるものを除く。)の納付が必要なときは, 丙に第三者予納を依頼すること。

以上